

各基準の現状について ①

- 現状、自転車の安全基準については、法律に基づくJIS及びSGと、業界の自主基準であるBAAに大別。

JIS規格

- JIS規格は、産業標準化法に基づき制定されている規格。工場審査、製品試験がある。
- 自転車製品のJIS規格については、2013年からISOとの整合化を進めており、現在、電動アシスト自転車を除きISOと整合化が完了している状況。（電動アシスト自転車は、ISO／TS未発行）
- 今後、ISO規格の改正に応じて、順次整合化を行う予定。

SG規格

- SGマークは、もともとは消費生活用製品安全法のもとに制定された任意の第三者認証制度。工場審査、製品試験あり。
- JIS規格をベースに策定しており、JIS基準と比較し、強度試験や制動力試験の条件（基準値）を厳しく設定しているもの。
- 今後、JIS規格の改正に応じて、順次改正を行う予定。

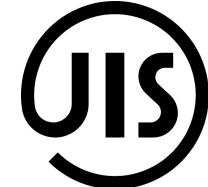
BAA基準

- BAA基準は、一般社団法人自転車協会が定める、自主基準（業界基準）。製品試験あり。
- JIS規格をベースに策定し、JISにない要件や、厳しい試験条件を定めているもの。他のマークと違い、環境負荷の高い物質の含有量に基準（ガイドライン）を設け削減に取り組んでいる。
- 今後、JIS、ISO規格の改正や社会情勢に応じて、順次改正を行う予定。

各基準の現状について ②

各基準の概要

各団体資料、HP等より、経済産業省車両室作成

			
名称	B A Aマーク	S Gマーク	J I Sマーク
交付団体	(一社)自転車協会	(一財)製品安全協会	産業標準化法による JIS認証取得事業者
法	(自転車協会の業界基準)	(消費生活用製品安全法 ^(注))	産業標準化法
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・安全基準に加え、環境負荷も考慮した製品基準。 ・JIS規格をベースに、JIS規格にない要件や厳しい基準値を定めている。 ・事業者に生産物賠償責任保険（PL保険）加入義務付け。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象製品ごとの安全基準。 ・自転車については完成車のほか、ヘルメット、幼児座席、空気ポンプのSG基準がある。 ・製品欠陥に伴う事故に対して対人賠償責任保険（上限1億円）が附帯しており、自転車については有効期限が購入日から5年間。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉱工業製品の生産・流通・消費の便を図るための統一規格。 ・自転車については、部品や試験方法についての規格があり、38種類のJIS規格がある。 (うち、完成車のJIS規格は4種)

注：同法を受けて創設された制度だが現行法との直接的かかわりはない。

(参考) 各基準の概要詳細 (一覧表)

	BAA	SG	JIS
(マーク画像)			
建付け (法規定)	(業界自主基準)	(消費生活用製品安全法) (注)	産業標準化法
概要	JIS規格をベースに、安全性の追加要件やJIS規格よりも厳しい基準値とするなど、安全性を重視した基準を満たした自転車に貼れるマーク。	自転車の安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項について定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図るためにマーク。	国に登録された機関（登録認証機関）から認証を受けた事業者（認証事業者）だけが、認証を受けた鉱工業品等に対して表示することができるマーク。
貼付 (認証取得) 事業者数	40社	58社	2社（部品JISを含めると14社）
平成30年度 貼付数	2,357,400枚	161,500台	少数
完成車に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・一般用自転車および幼児用自転車 ・電動アシスト自転車 ・幼児2人同乗用自転車 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般用自転車 ・電動アシスト自転車 ・幼児用自転車 ・幼児座席付自転車 ・幼児2人同乗用自転車 	<ul style="list-style-type: none"> 電動アシスト自転車 ・一般用自転車 ・幼児用自転車 ・スポーツ専用自転車
基準・規格の見直し頻度	適宜改正 (JIS規格等の改正、社会情勢等に応じて実施)	適宜改正 (JIS規格等の改正、社会情勢等に応じて実施)	策定、改正等から5年以内 (改正、廃止、確認<現状維持>の判断を行う)
他のマークとの関係性	JIS規格をベースに策定 SG基準を必要に応じ引用、参照	試験方法、要求値等で整合可能なものについてはJIS規格を引用	SG基準、BAA基準がJIS規格を参照
他のマークとの違い	<p>JIS規格と比べ同等またはそれ以上の安全規格となるよう策定。</p> <p>また、環境負荷の高い物質の含有量に基準（ガイドライン）を設けている。</p> <p>事業者に生産物賠償責任保険（PL保険）加入義務付け。</p>	<p>登録工場審査を受け、事業者自ら品質を検査、把握、評価、管理を行う必要あり。</p> <p>検査機関で試験を受けた車種以外についても、事業者自身で基準適合性を確認する必要あり</p> <p>SGマーク付き製品の欠陥による人身事故に対する賠償責任保険（購入から5年間）が附帯。</p>	<p>国により登録された民間の第三者機関から認証を受ける必要あり。</p> <p>工場審査、製品試験、認証契約、認証維持審査の手続きが必要。</p>
審査・試験	製品型式審査	製品型式審査、工場審査（書面・実地）	製品型式審査、工場審査（書面・実地）
製品試買テスト	実施	実施	NITEにより実施
基準不適合車への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・当該製造・輸入事業者に対して速やかに改善要求 ・改善報告書の提出義務 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者への改善要求、報告の提出 ・必要に応じて現地訪問し確認、調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・結果のインターネット上での公表 ・原因究明、改善策の要求

出典：関係団体作成資料

注：同法を受けて創設された制度だが現行法との直接的かかわりはない。